

北海道立地域食品加工技術センター条例

平成6年3月31日
条例第5号

改正	平成9年4月3日条例第34号 〔第1次改正〕	平成12年3月29日条例第59号 〔第2次改正〕
	平成16年3月31日条例第41号 〔第3次改正〕	平成17年10月18日条例第102号 〔第4次改正〕
	平成20年3月31日条例第38号 〔第5次改正〕	平成24年3月30日条例第41号 〔第6次改正〕
	平成26年3月28日条例第43号 〔第7次改正〕	平成28年3月31日条例第51号 〔第8次改正〕
	平成31年3月15日条例第29号 〔第9次改正〕	令和2年3月31日条例第38号 〔第10次改正〕

北海道立地域食品加工技術センター条例をここに公布する。

北海道立地域食品加工技術センター条例
(設置)

第1条 地域における食品加工技術の高度化を促進し、北海道の食品工業の発展に寄与するため、北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター	北見市
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター	帯広市

(事業)

第3条 技術センターは、次の事業を行う。

- (1) 技術センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。
- (2) 食品加工に関する依頼による試験及び分析を行うこと。
- (3) その他設置の目的を達成するために必要な事業

追加〔平成17年条例102号〕

(指定管理者による管理)

第4条 技術センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

追加〔平成17年条例102号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号及び第3号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条第1項の承認に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

追加〔平成17年条例102号〕

(開館時間)

第6条 技術センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、技術センターの管理運営上必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

追加〔平成17年条例102号〕

(休館日)

第7条 技術センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、技術センターの管理

運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
追加〔平成17年条例102号〕

（使用の承認）

第8条 技術センター施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。
2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、技術センターの管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

一部改正〔平成17年条例102号〕

（承認の基準）

第9条 指定管理者は、技術センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が技術センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 技術センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他技術センターの管理運営上支障があると認められるとき。

追加〔平成17年条例102号〕

（変更の承認）

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

追加〔平成17年条例102号〕

（承認の取消し等）

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

追加〔平成17年条例102号〕

（利用料金）

第12条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。
- 5 指定管理者は、既に收受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

追加〔平成17年条例102号〕

（手数料）

第13条 技術センターに試験若しくは分析を依頼する者又はその成績書の謄本の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 手数料の額は、別表第2の範囲内で規則で定める。

一部改正〔平成17年条例102号〕

(減免)

第14条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

一部改正〔平成17年条例102号〕

(指定管理者の指示等)

第15条 指定管理者は、技術センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

追加〔平成17年条例102号〕

(知事による管理)

第16条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、技術センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が技術センターの管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第12条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表第1に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第12条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

追加〔平成17年条例102号〕

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例102号〕

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月3日条例第34号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第59号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第41号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
2 この条例の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立地域食品加工技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年10月18日条例第102号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）の使用に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の技術センターの使用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立地域食品加工技術センター条例第8条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

附 則（平成20年3月31日条例第38号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第41号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第43号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第51号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第29号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第38号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

- 1 試験、研究又は分析のための機器を利用する場合 1台1時間以内50円以上14,200円以下、1時間を超えるときはその超える時間1時間につき4,300円以下
- 2 研修室を利用する場合 1時間につき3,190円以下

備考

利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

一部改正〔平成9年条例34号・12年59号・16年41号・17年102号・20年38号・24年41号・26年43号・28年51号・31年29号・令和2年38号〕

別表第2（第13条関係）

- 1 試験 1件につき2,500円以上12,200円以下
- 2 分析 1件につき4,300円以上70,600円以下
- 3 成績書謄本 1通につき590円以下

一部改正〔平成9年条例34号・12年59号・16年41号・17年102号・20年38号・24年41号・26年43号・28年51号・31年29号・令和2年38号〕